

第 6101 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月12日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 新消費税法、税率の適用関係

**Q**：平成31年10月から新消費税が施行されるようですが、適用関係はどうなるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、平成31年10月1日(31年施行日)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(課税仕入れ等)に係る消費税について適用し、平成26年4月1日(26年施行日)から平成31年9月30日(31年施行日の前日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、従前の例によることとなっています。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、原則として、新消費税法が適用されることとなります。

経過措置が適用される主なものには、次のものがあります。

- ①旅客運賃等、②電気料金等、③請負工事等、④資産の貸付け、⑤指定役務の提供、⑥予約販売に係る書籍等、⑦特定新聞、⑧通信販売、⑨有料老人ホーム、⑩特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等

※この他にも、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置等も設けられています。

